



82
10

026139-000-9

82-10

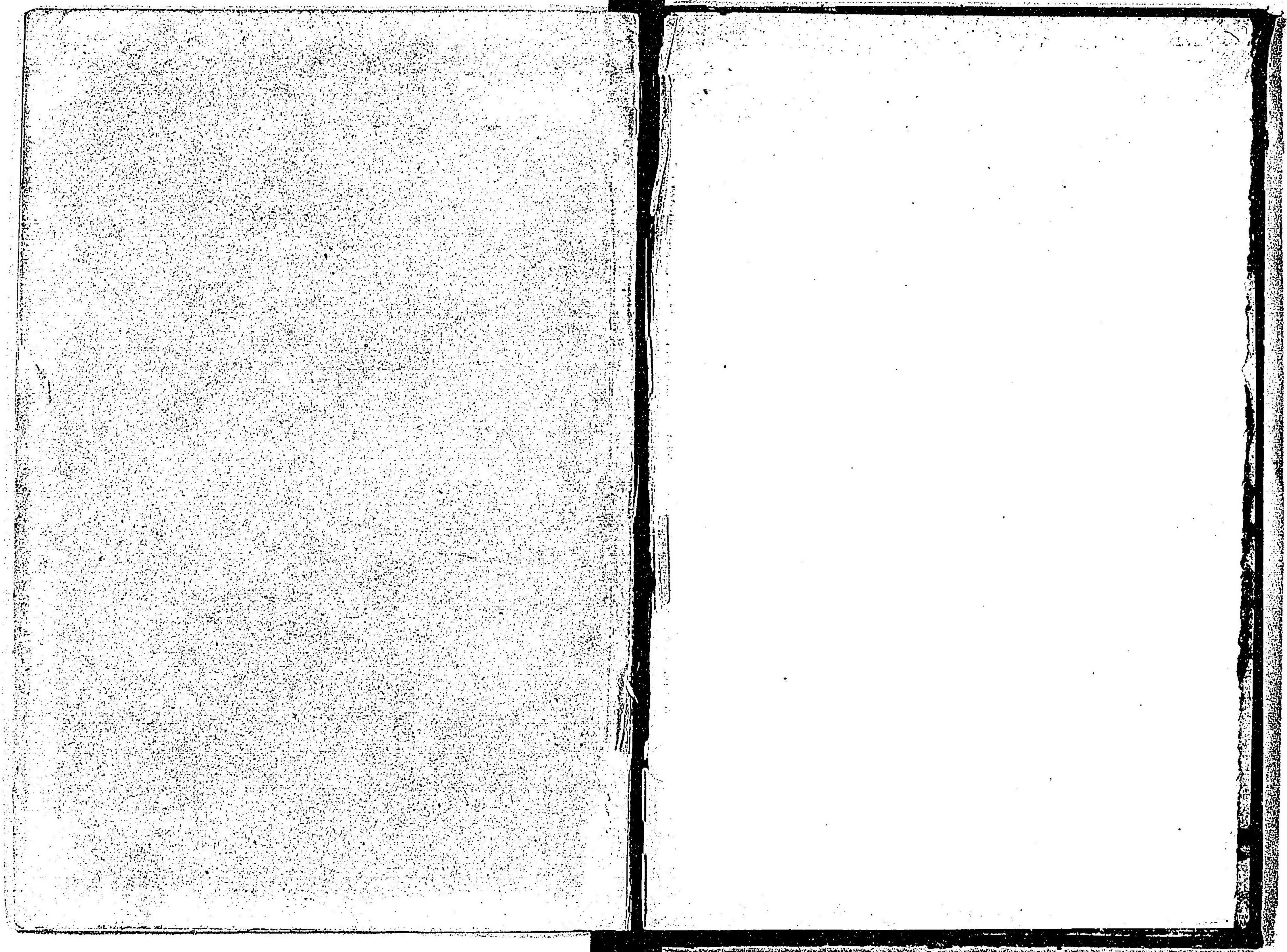
嬉野温泉誌

池田 政道 / 刊

M31

ADC-3810





空

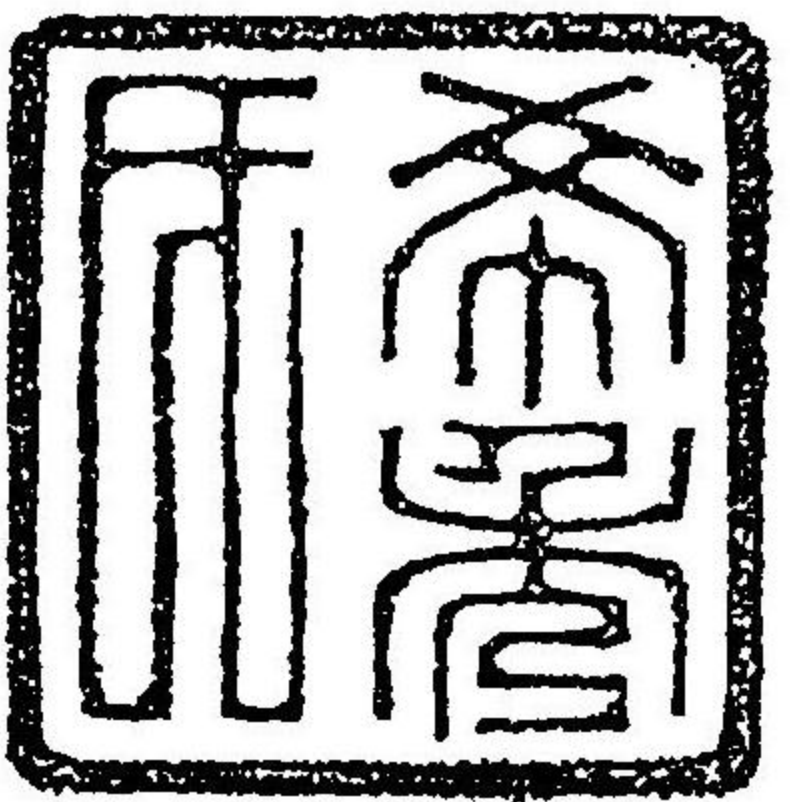
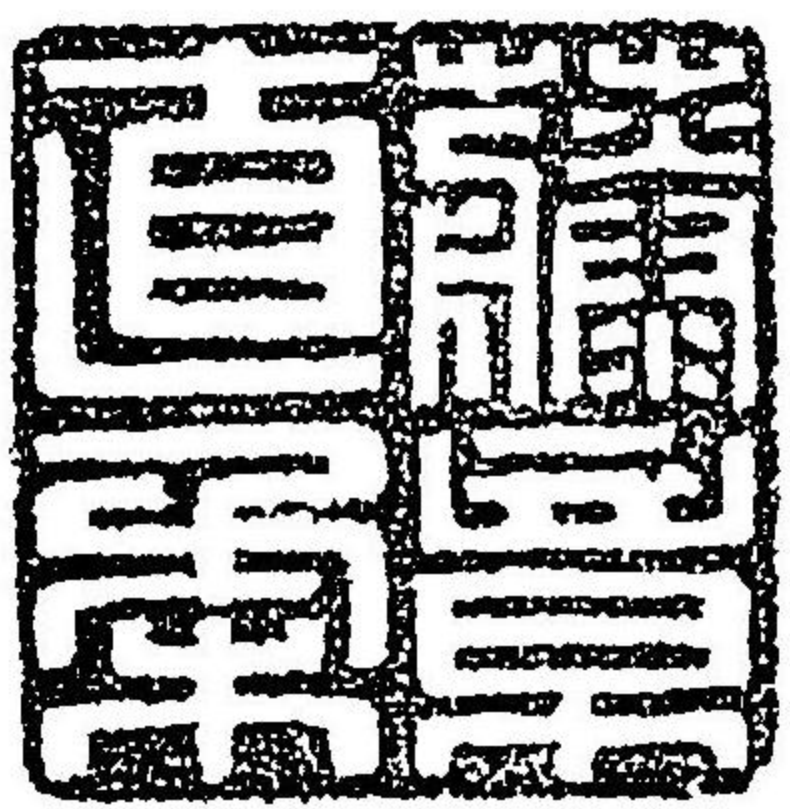


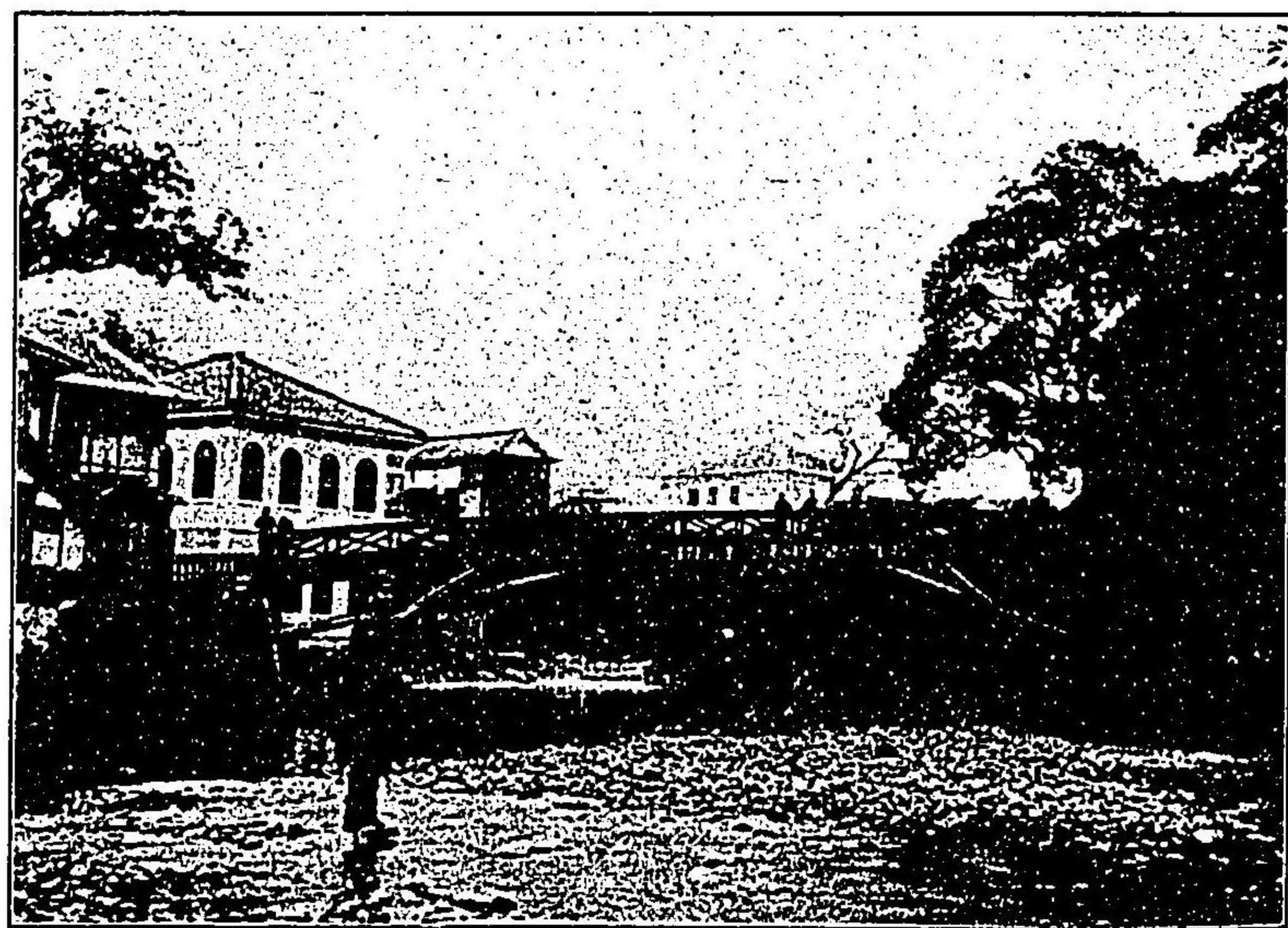
荷



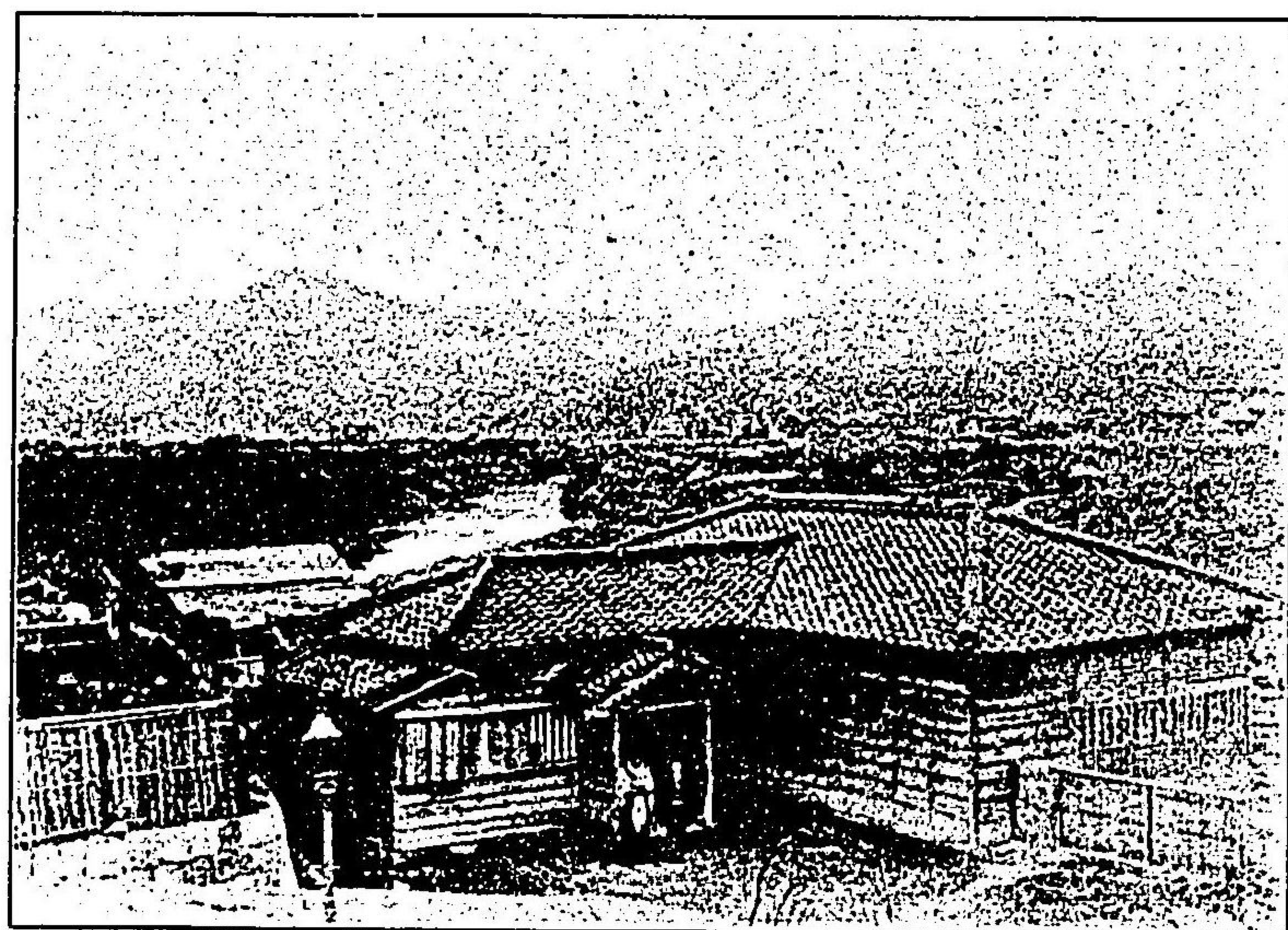
保性

明
正
丁
酉
四
月
從
四
位
直
柔
題





的場よりの温泉場を望む

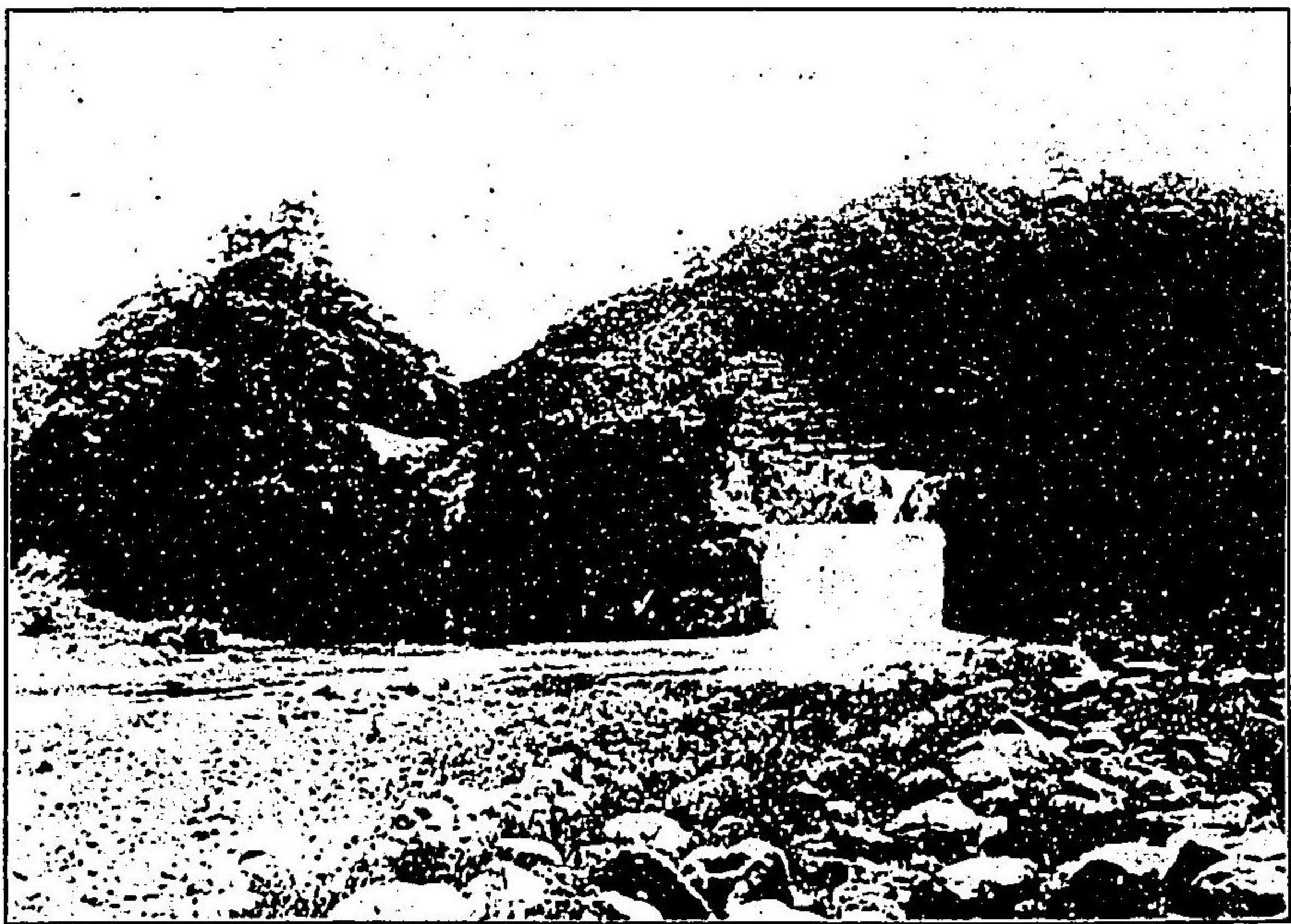


新温泉場

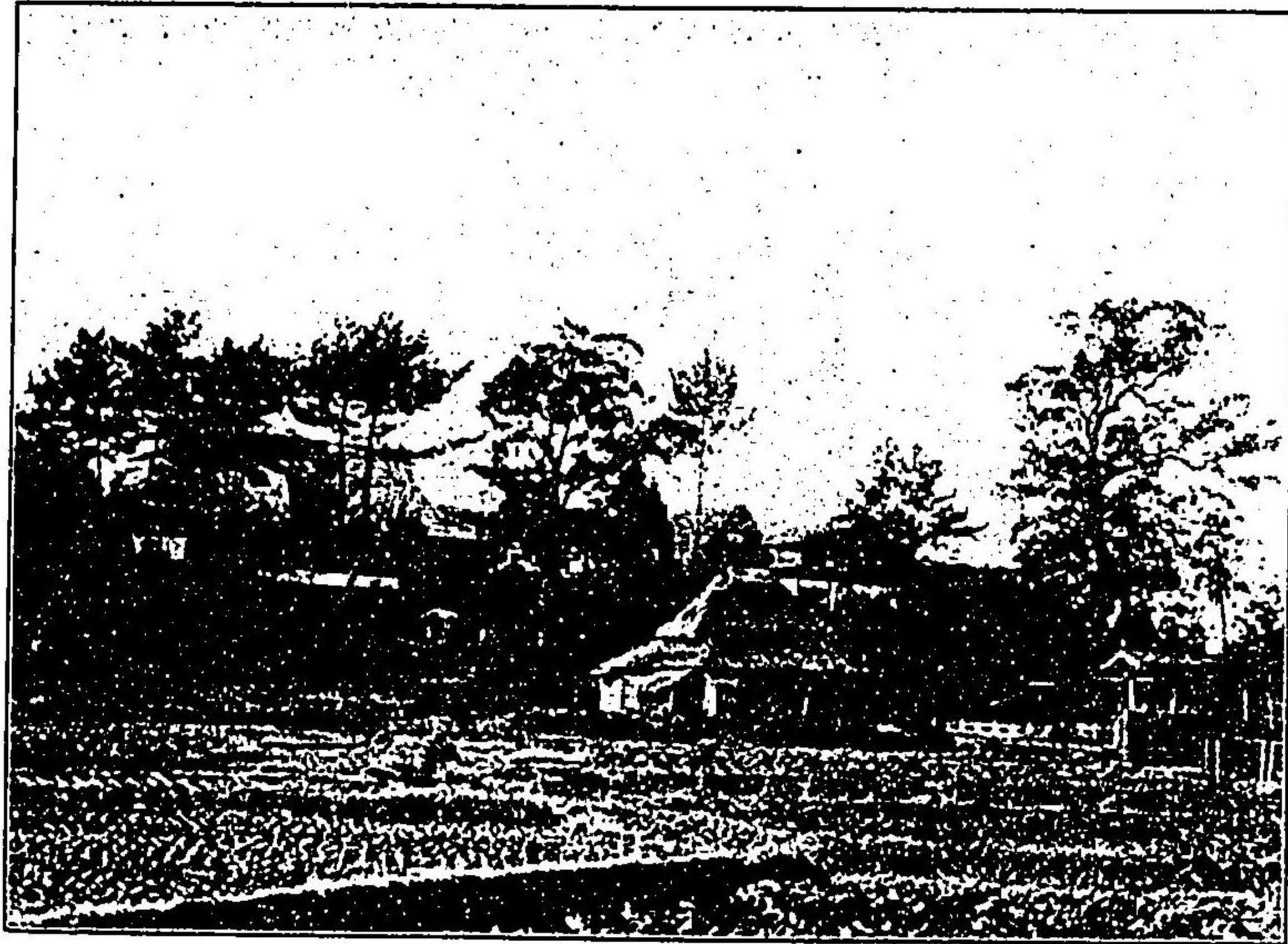
町田區赤田町二丁目一番地
田中保太郎製版



松立浮



瀑の轟



寺 光 瑞



山 現 權

凡例

一社員等曩に我嬉野の風景に富み我温泉の靈驗あるも猶其名の世に表はれざるを慨し明治十九年の夏在京醫士澁谷良次氏に托して一書を著はし之を「嬉野温泉分析記」と名づけ當時に於ける我嬉野温泉の景況性質効用等を公にせり爾來年を閱すると茲に十有餘年其性質効用等は素より變すべくもあらざれども數回改善の結果温泉場の結構々造等は全く其面目を一新して又舊時の觀を留めざるに至れり即ち右分析記を本とし傍ら日本鑛泉誌、内務省衛生局雜誌、ベルツ氏日本鑛泉論、日本温泉考等を参照して其性質効用浴法等を記し更に嬉野現今の景況、温泉場改善後の結構等を示し尙名勝舊蹟の顯はれざるもの物産の著明なるものを擧げ附するに汽船汽車の發着

表及各地里程表等を以てし以て此書をなせり
一此書編纂の目的は廣く江湖諸君の閱覽を請ひて嬉野の如何なる所なるかを知らしめ其來遊者に泉に浴し勝を探ぐるの便を供せんとするにあり

一卷端掲ぐる所の題字は舊蓮池藩主貴族院議員正四位鍋島直柔公親しく撰し且つ書せられたるものにかゝる從四位とあるは其昇叙以前編者の懇請して得たるものなればなり

一本書表紙は温泉場正面の圖にして、寫真版第一頁は其側面及新温泉場正面、第二頁は湯の田名蕪淵、井手川内名浮立松、第三頁は嬉野驛瑞光寺、驛西權現山の景なり

一土地の沿革につきては編者之を詳査するの餘暇を得ず其舊記は只一部の嬉野略記あるのみなれども寫本として傳はるものにして荒

唐の説多く信を措くに足るものなければ本書は凡て其舊事を略し幕政以後著明なる事實のみを擧げたり素より杜撰の責は免れし若し再版に付する事もあらば更に之を詳査して其責を塞がん大方の諸君乞ふ之を諒せよ

明治三十一年四月
編者識

嬉野驛温泉

伊丹橋本香坡

客行何計得温泉

三浴脚輕心快然

閑枕不成塵土夢

亂山孤驛日高眠

嬉野を過ぎて

正四位松平乗承

うれしのは名にころありけれなかめさへ
あかていてゆのさとの別路

嬉野温泉誌目録

第一章 地理及沿革

佐賀縣の地勢

嬉野の地勢及沿革

第二章 温泉の起原及沿革

起原

沿革

第三章 温泉場の位置構造及會社の組織

位置 構造 原泉地 放冷場 會社の組織

第四章 新温泉場

位置 構造 散歩場

第五章 入浴料

一

三

六

八

九

第六章 温泉の性質

一〇

第七章 温泉の効用

一五

一般温泉の功用 亞兒加里性炭酸泉の適用症 嬉野温泉の主治
効用

第八章 温泉療法

二〇

一般の心得 療法の通則

第九章 氣候療法

二六

氣候療法の意義 氣候療法適當地の條件 嬉野の氣候 氣候療法適用症

第十章 旅人宿及宿泊料

三一

第十一章 産物

三三

嬉野茶 陶磁器 湯豆腐 湯の端饅頭 椿油

第十二章 嬉野驛の景況

三七

警察署 村役場 小學校 區裁判所出張所 郵便電信局 食滋

品 四季の遊樂

第十三章 近傍の名勝巨剎等

四〇

嬉野川 嬉野橋 温泉碑 瑞光寺 豊玉姫神社 権現山 烏帽
子岩 洞林庵 蘇淵瀑 浮立松 立岩 大野原 線通 龍頭泉
虚空藏嶽 唐泉山 吉浦神社 祐徳院

第十四章 九鐵汽車發着時間及賃錢表

六〇

一、佐世保長崎間

二、長崎佐世保間

三、鳥栖武雄間

四、武雄鳥栖間

第十五章 各地への里程及人力車賃錢

六二

一、各地への里程

二、嬉野警察署認可人力車賃錢規定

四

嬉野温泉誌

第一章 地理

佐賀縣の地理を考ふるに、南に有明沖を擁し、西北は松浦瀉を抱くを以て東に在りては山脈自から北方に連亘として、脊振、雷岳、浮岳等の諸山となり、筑前の國と境し、筑紫次郎南豊より來りて筑後の北方を過ぎ、我東境を限りて有明の沖に入れり、之を筑後との境とす、西部の山脈は、南多良岳に起りて斜に西北に向ひ、秀で、經岳、虚空藏岳、國見岳となり、以て長崎縣と境せり而して官道は福熊二縣を連ねたる線路より西折して田代、鳥栖、神埼、佐賀、牛津を経て武雄に至り兩分し、一は西向して佐世保に向ひ、他は西南向して我嬉野を過ぎ、俵坂を経て長崎縣に入れり、○嬉野の地勢 嬉野は佐賀縣西部の分水界なる虚空藏岳の餘勢東有明沖に走りて、其の傾斜未だ盡きず、小山陵點々として起伏する處にあ

り、林壑四周して別に一乾坤をなし、嬉野川西より來たりて其間を貫流す。地は藤津郡に屬し、佐賀縣の管下たり。舊藩の頃此一圓の小乾坤を嬉野郷といひしが、維新の後は之を下宿村、不動山村、岩屋川内村、井手川内村の四村に分ち、今は嬉野川を境とし、分つて東西嬉野村となす。兩村の戸數併せて二千餘、人口一萬九千餘なり。

嬉野温泉場は西嬉野村に屬し、嬉野川の左岸にあり、場の附近自から宿驛をなし、人家二百餘戸、人口一千一百餘許なり。古來之を嬉野湯宿と稱し、戰國紛争の初めに當りては、驛路は既に現今の處を通過せり。當時有馬氏の勢盛にして、牛津以西の地久しく其領分たりしが、次て我嬉野は暫く大村氏の領に歸し、龍造寺氏起るに及びて佐賀領となれり。されば當時より佐賀大村間の往來は専ら此驛路に依りてのみなされたるものにして、慶長元和を経て其交通も自から頻繁を増し、殊に徳川幕府の

中葉以後、長崎貿易の盛なりし頃には、我嬉野は實に其往來の衝に當りたれば、諸國の商估の頻々として相往來せしのみならず、佐賀以西の諸侯は、其參觀交代の途次に於て、必ず一度相過ぎり、殊に佐賀藩及び福岡藩は、長崎港外諸島警備の重任ありて、夫等守備隊の往復も頻繁なりしかば、藩侯(逆池侯)は今の鹽屋、和多屋の處を以て其本陣とせられたり、されば當時より我嬉野は、只に一個の温泉場として立ちしのみならず、亦必要なる宿驛として存立せしなり。現に正徳五年になりし和漢三才圖繪(卷八十)享保十四年になりしケンペル氏の紀行、及び戰國時代のとを記せし武家事記にも、此驛路は明に記され、西遊雜記には「嬉野も上嬉野下嬉野と僅かの所二ヶ所あり、竹尾より三里なり」とあり、以て當時の驛路を知るに足る。

第二章 温泉の起原及沿革

○起原 其の起原に至つては逸乎として知るべからず、只口碑は神功皇后三韓より凱旋の歸路發見し給ふ所なりと傳へ(后章温泉碑文參照)、肥前風土記藤津郡鹽田川の條には、川源有淵、深二許丈、石壁二許丈、石壁峻峻、周匝如垣、年魚多在、東邊有湯泉、能愈人病、とあり、當時既に入浴に適する浴場あり、人の來て浴治を試みしものあるを知る、要するに其の起原の太古にありしは疑ひなし、

○沿革 舊幕時代に於ける浴場の有様は、記録の存するものなければ此を知るに由なしと雖も、古老の傳へに依れば、當時侍湯、町人湯とて別に浴舎を備へしといふ、明治九年に至り其浴場の漸く壞破に屬せるを憂ひ、温泉場附近の有志者十八名相謀りて社を結び、此れが大改築の計畫をなし、悉く舊來の屋舎を撤壞し、泉路の不整を正し、更に良材美石を集め、其年の十一月を以て工を起し、爾來年を閲するに三有餘年、財を費

すと巨萬幾度か蹉きて幾度か起き、遂に十二年四月に至り其工を竣へたり、浴室總て五、一等より五等に至る、或は飛瀑を懸け、或は蒸氣室を設け、毫も舊時の觀を止めず、爾來其名漸く著はれ、浴し來り浴し去るもの日に千を以て數ふるに至り、再び温泉場の狹隘と、浴室の不足とを告ぐるに至れり、是に於て社員奮然更に大に資を募り、明治廿二年一二等を改造し、別に特別最上等(貸切湯)を増築し、又新に浴場を裏小路に建て、一昨夏更に三等以下を改造して、宏麗一層の美を加へたり、一昨年の春熊本第六師團は、特に此の地を撰みて、明治廿七八年の戰役傷病將校兵士の轉地療養所となされたりしに、温泉の奇効は非常に良好なる結果を顯はし、初めは起臥自由ならざる人々さへありしに、何れも豫期の日數より速に全治歸營するに至り、將校士卒の喜びを買ふを得るに至たりしは、亦吾人の大に喜ぶ所なり、斯く我温泉の此一大試験に成効してよ

り、其評判一時に高く、一昨年以來は實に從來になき繁昌を極めたり、

第三章 嬉野温泉場の位置構造及會社の組織

○温泉場の位置 嬉野川の西岸に沿ひ、驛の中央に在り、泉は水際岩石の間より湧出し、滾々として盡きず、其量一分時間凡十一、二五九許許多の瓦斯球(炭酸?)弗々として泉中より登揚す、其の水面よりの深さ一尺五寸許なり、之を貯ふるに其積一坪餘の石室を以てし、石蓋を設けて雨水の侵入を防ぎ、開閉を嚴にして危険を防げり、泉は是より一條の石渠を通じて、放冷場に至る、放冷場は浴場の西側にあり、四面石を以て疊み中央方五間の處煉瓦を以て、數條の泉路を設け、泉の熱に過ぐるときは、久しく其間を迂回せしめ、冷に失せば則ち其の迂回の道を絶ち近距離となして之を浴場に導き、以て終始適度の温を保ち、毫も冷水を加へて其泉質を稀薄ならしむるなし、

原泉地

放冷場

○温泉場の構造 前にも云ふ如く、浴場は之を五等に分ち、別に特別上等を設けて、之を定時貸切の用に供す、而して其二等以上の構造は、特に意を用ひたるものにして、材は良檜を撰みて二層樓を築き、樓上を休息喫茶の場に充て、樓下を浴室に充てたり、特別浴場の浴室は、御影石を肥後の八代に採りて之を齧み、分つて二槽となし、傍ら蒸氣浴室、及び人造瀑を設け、屋外更に川岸少許の地を得て、之を散步場に充てたり、上等は陶器を以て之を齧み、分つて三槽となし、又蒸氣浴室及人造瀑の設けあり、二等以下は皆美石を以て之を齧み、各分つて三槽四槽となし、殊に二等には人造瀑を設く、

○會社の組織 明治九年に於ては、有志者十八名の共同計畫に成りたるものなれば、温泉も自から夫等郷里の人々の共同所有物なりしが、明治廿二年の改築、新温泉場の新築と共に、株式の組織となし、明治二十六

年商法の實施に際し、更に嬉野温泉合資會社と改稱し、以て今日に至れり、

第四章 新温泉場

○位置 浴客麤至の結果、温泉會社は明治二十二年の舊温泉改築を以て足れりとせず、浴客諸君の厚意に酬ひんが爲めに、之と同時に此の地を去る凡二町餘の東、嬉野川の左岸の地、一町餘を買収して之を開き、更に浴場一棟、旅舎數軒を新築せり、爾來在來の温泉に對して之を新温泉と稱す、浴場は二十餘坪の建物にして分て二等となし、共に大なる石槽二個より成る、泉は此邊一帶何れの地も之を穿てば湧出せざるなきも、特に管を以て舊温泉の原泉貯留所より之を引けり、旅舎は一棟七軒の二層樓にして、各々五六の客室を有す、此旅舎は温泉會社が特に浴客諸君の便利を謀りて建築せし所にして、通常の旅店の如く旅籠とせず、望

に依りては自から調理して宿泊するの便を興ふ、

○散步場 初め此の温泉を設くるや、浴場の空地には、多くの樹木を栽培し、遊戯場を設け、以て浴客諸君に充分の散歩場を供せん計畫なりしも、意の如くならざるものありて、充分の目的を達する能はずと雖も、旅舎浴舎の餘地には、尙數十株の梅櫻あり、大弓場の設けあれば、浴後の小運動には適當の處ならんか、

第五章 入浴料

一回

一日

特別 金參拾錢 (但し一人以上三人迄其の以上は一人を増す毎に拾錢を加ふ)

上等 金參錢 金八錢

二等 金貳錢 金五錢

三等 金壹錢 金貳錢

四等 金五厘

五等 金參厘

新温泉

一等 金壹錢

金貳錢五厘

二等 金五厘

會社は更に上等二等の湯札を發賣し、浴客の爲めに入浴毎に入浴料を拂ふの煩なからしめ、殊に金壹圓以上の購求者には、相當の割引をなす、又浴客は數日分を一時に拂ひ、日限記入の湯札を購求するを得、

第六章 温泉の性質

一二外人の書、或は此の泉を以て石膏泉と爲し、或は硫黄泉となすものありと雖ども、とは深く研究せざるものにして、明治十三年十二月廿九日、午後二時大氣壓七百六十六、一ミリメートル大氣温六、五度の時に於

て試験せられたる内務省衛生局の定量分析によれば、此泉は重碳酸、鹽類を多量に溶存する亞兒加里泉、則ち亞兒加里性炭酸泉、或は單に亞兒加里泉と稱すにして、攝氏驗温器に於て九十五度の高低を有し、(華氏二百度内外)無色澄明にして味ひ稍や鹹く、微に硫化水素の臭氣を帶ぶ、其の反應は亞兒加里性にして、比重は攝氏驗温器十五度の時一、〇〇五なり、之れを釀沸すれば數時の後炭酸石灰を析出し、倍々亞兒加里性を増す、又た一二の試験に依り此泉の重炭酸化合物を溶存するとを證明し得たり、此泉一リートル(我國の五合五勺強)中の固形殘渣は一、五五瓦(四三分一厘)にして、其中所含の各成分及分量は左の如し、

炭酸 〇、六三一四

格魯兒 〇、二六六三

硅酸 〇、一三〇二

那篤留謨	〇、五三二〇
石灰	〇、〇一六九
加留謨	〇、〇三六六
硼酸	僅量
苦土(麻偏涅叟謨)	僅微
硫化水素	痕跡
硫酸	同
安母尼亞	同
鐵	同
礬土(亞兒密紐謨)	同
滿侖	同
磷酸	同

今化學的反應の則に準じて右の各成分を配合せば則ち左の如くなるべし

有機質	同
合計	一、六一三四瓦
重碳酸那篤留謨(重碳酸)	一、〇〇八六
碳酸那篤留謨(碳酸)	〇、一八四三
格魯兒那篤留謨(食鹽)	〇、三八四二
格魯兒加留謨	〇、〇六九九
硅酸	〇、一三〇三
重碳酸加留謨(重碳酸)	〇、〇四八九
重碳酸麻偏涅叟謨(重碳酸)	僅微
硼酸那篤留謨(硼酸)	僅量

重碳酸亞酸化鐵	痕跡
重碳酸亞酸化滿俺	同
磷酸那篤留謨 <small>(曹磷達酸)</small>	同
硫酸亞兒密紐謨 <small>(礬土酸)</small>	同
硫化水素	同
安母尼亞	同
有機質	同
合計	一、八二六一瓦
原泉の湧出する通路の石に附着する淡黄鬆疎の近渣あり、之を試験せしに左の成分を得たり、	
硅酸	多量
石灰	同

鐵 中量

亞兒密紐謨(礬土) 同

滿俺 痕跡

又泉底の石に黄銅色の光輝ある骰子形の小结晶より聚成せる小塊あり、之れを驗するに硫化鐵なり、

第七章 温泉の効用

○一般温泉の効用 則ち皮膚の塵垢を去りて、表皮の代謝作用を助け且つ之れを膨脹せしめて毛細管口を清淨にし、汗の分泌を容易にし、血液の循環を速かにし、汚血の滯滯を去り、肺の作用を助け、爲めに身體をして潤如たらしめ、精神をして晏如たらしむる等の事は、殊更に言ふ迄の事もなし、其の生理上の効用に至りては、温泉の種類性質によりて自から異なるものなれば、今一々之を詳記するを得ず、茲には只我嬉野温

泉の屬する如き亞兒加里泉、則ち炭酸曹達若くは重炭酸曹達の多量を含有する亞兒加里泉の生理的効用を述べて止まんとす、東京帝國大學醫科大學名譽教師ドクトルベルツ氏其の効用を述べて曰く

生理上の効用は、血中の亞兒加里質を維持し、體內に存する蛋白を溶解するものなり、又肺をして大に炭酸を吐出せしめ、酸氣を吸入するの作用を増さしめ、又消化を促し、乳糜及び胃液中の酸を整調す、其最有効なるは咽喉、肺臟、消化機管の軟皮痲衝の長病を治するにありとす、以上専ら服用するを要す、

と、而して日本礦泉誌は、更に記して曰く、

此泉は浴用服用共に最も要用なる泉類にして、殊に飲用して諸般の病に効あり、又之を浴用に供すれば、皮膚を刺戟して、表皮を膨脹せしめ、皮脂を石鹼化するの能あり、其の應用すべき病症は、左の如し

- (一)慢性胃加答兒、酸性泡酸に因する消化不良、胃の圓形潰瘍
殊に慢性胃加答兒の粘液分泌過多にして、咽喉の加答兒を兼ね、早晨嘔吐を發するものに、此泉を空心に飲用せしむれば、粘液を溶解して之を送下し、胃中を清潔ならしめ、以て消化機能を恢復す、
- (二)慢性腸加答兒及び下腹充血
- (三)肝充血及び膽結石
- (四)咽頭及び喉頭の慢性加答兒、氣管支加答兒
- (五)慢性肺炎及び胸膜或は腹膜内の滲出液
- (六)尿道、膀胱及び腎盂の加答兒
- (七)腎石及び膀胱結石
- (八)婦人生殖器の慢性加答兒
- (九)痛風、蜜尿病

(十)腺病及び肥胖病、多血病

と則ち以上の諸病には浴用服用共に有効なるものなり、ペルツ氏の説亦之と大同小異なれば茲に之を略す

嬉野温泉の主治効用

右に挙げたるは亞兒加里泉一般の適應症なるが、内務省の檢定になる我温泉の主治効用は大略左の如し

(一)惡性潰瘍

(二)腺病

(三)慢性癱瘓質斯

(四)打撲

(五)中風

(六)脚氣

(七)梅毒

(八)子宮病

(九)關節病

(十)皮膚病

(十一)神經性頭痛

(十二)麻痺病

(十三)癩癧

(十四)腰痛、鬱癆病

(十五)貧血病

(十六)月經閉塞、月經痛

(十七)慢性氣管支炎

(十八)神思鬱癆病

則ち以上の諸症に對して我嬉野温泉は浴用服用共に有効なるものなり、

第八章 温泉療法

一般の心得

○一般の心得 温泉の療病に有効なるは勿論のとなれども、之に浴し之を服するに於ては、自から其方法あるものなれば、能く其の浴治法服用法を心得、之を遵守するにあらざれば、温泉の奇効をして十分ならしむる能はざらん、依て茲に其浴治者の爲に一般の心得を説かん、

(一)入浴は度數多かるべからず、一日二回乃至三回を法とすれども小兒老人并に虚弱の人によりては殊に其度數を慎むべし、其一回の時限も、初めは十分時間内外に止め、漸次増して三十分四十分に至るべし、一時間を越ゆるは宜しからず、

(二)湯の甚だ熱きは害あり、

(三)浴後は乾きたる手拭にて身體を拭ひ、少しも濕氣を残さず、直ちに浴衣を着し寓所に至りて更に之を更むべし、浴衣の儘にて時刻を移すは害あり、

(四)浴後は適宜の散歩をなすを可とす、

(五)食後一時間を経るにあらざれば入浴すべからず、現に酒氣を帯びたるとき、并に空腹時の入浴は殊に宜しからず、

(六)浴後は嚴に假寐を戒むべし、

(七)浴治中は嚴に攝生を守り、暴飲過食を戒しめ、又間食をなすべからず、

右は只普通一般の浴治上の心得を擧げたるのみなれども、尙内務省衛生局雜誌第二號を見るに獨乙國醫士、ホフマン氏は、丁寧懇切に浴用上服用上の注意を示し、日本鑛泉誌亦其方法を説くと詳なれば重複を厭

はす茲に此の兩書を参照して、温泉療法の通則を述べん、

(一)凡温泉は盡く同一の通性を有する外、各泉又特別の副成分(主成分に對する)に屬する特異の性を有す、故に或る鑛泉に入浴して其の病を療せんと欲せば、豫め先づ本人の素質と其の温泉の素質とを詳にして、其の温泉の成分の能く其の體質病患者に適するや否やを細檢せざるべからず、

(二)患者若し鑛泉地方に安着するや、必ず直に本地在留の良醫士に依頼して其の指揮に従ふべし、

(三)患者若し良好なる指導に従ひて其の病に適すべき温泉に到らば、其鑛水の現患に適するや否やを確實に判得する迄は、必ず一所に止まりて擅まゝに移轉すべからず、

(四)鑛泉治療を行ふべき最良の時期は、六七兩月の間にありと雖も、概

して六月に始め九月に終るを常とす、殊に本邦に於ては十月に至るを得、而して其身體保全の目的よりいへば一年中宜しからざるなし、

(五)此療法を施すべき時日の短長は一定し難きも凡三週間を以て通規とす、然れども其病症景況に従ひて之を三倍或は四倍するところあり、又長病の患者にありて其體質を變じ頑癩を根治せんと欲するものは、適宜の季候に至る毎に、同一の鑛泉に赴くと兩三年に及ぶを可とす、

(六)浴湯は鑛泉治療中最要の件にして、通常晨旦(午前五六時頃)に於て之を行ふを最良とすれども、若し朝餐後入浴せんとするものは、朝は八九時の間、晩は五六時の間に於て浴するを宜しとす、要するに食時の前後を避け、朝晩兩食の間を撰むにあり、又夜間臨臥の際入

浴するも可なり、

(七) 浴の時間も又病症泉質の如何により一定し難きも、一般の通則に従へば十分時より始め漸次増して五六十分に至り、冷浴熱浴は十分時を超えず、温浴微浴は三十分を度とす、

而して温度は攝氏の二十八度乃至四十二度華氏八十二度乃至百〇七度を常度とす、

(八) 入浴中は絶へず浴湯を循環せしめ、常に舊を去り新を引き、能く其全量を變換せしむるときは、決して浴湯より傳染病を屬受する恐なし、殊に入浴中は游泳するを可とす、

(九) 鑛泉飲服の分量は温泉の性質と人々の病症體質の如何により同じからずと雖も、大抵通常の杯にて早晨一杯より二杯を服し、日間更に二三杯を用ふるを得べし、若し一回に二三杯を用ひんとせば、

毎杯の間十五分乃至二十分を隔て、其間には近傍の樹間に逍遙を試むべし、

(十) 鑛水飲用の時刻は朝餐前と晚餐前とを最良とす、服用後半時間乃至一時間を経るにわらざれば必ず食事すべからず、

(十一) 内服すべき温泉の熱度は、華氏の五十度乃至八十八度を適度とす、

(十二) 浴後は乾きたる手巾を以て全身を拭ひ乾し、強く之を摩擦し、晴天の時は浴衣を更めたる后、直に半時以内の小運動をなすを可とす、但し倦憊して喜ばざるものは強て之をなすを要せず、

(十三) 鑛泉療養中には嚴に攝生を守りて暴飲過食を戒しめ、食事は必ず淡味のものを選び、酒類は多少の葡萄酒に止むるを宜しとす、

(十四) 入浴服湯の病患に有効なるは勿論なりと雖、單に温泉にのみ依

頼して其病患を癒さんとすべからず、必ず主治醫の指導に従ひ、適當の治療を加へ、且つ務めて俗務を避け精神を安逸ならしめ、以て温泉の効能を補養すべし。

第九章 氣候療法

温泉の効用の外、更に尤も人身に大切なるものは氣候なり、而して本邦の温泉は概して山間若しくは海邊にありて、幸に温泉療法と氣候療法とを併せ行ふとを得るの便を有す、我嬉野の如き則其一なり、蓋し一般に温泉の効用と稱するものも、單に温泉其物の効用のみにあらずして、温泉に於ける成分の多少と、其他の温度、氣候、土地、地質等の衆合作用より來るものなれば、此兩者を併せて、始めて温泉療法の完全なる目的を達するを得べし、されば今茲に氣候療法の一般を記するも、敢て贅言にあらざるべきか。

氣候療法 の意義

抑も氣候療法とは、各自の身體に適應する氣候風土を適用して、身體を養ひ、疾病を治し、健康を回復する方法をいふものにして、一地方に於ける地質的、天文的、生物的等の諸般の狀況例へば土地の高低、土壤の性質、河海山谷の有無、大氣の寒暖、乾濕、動植物の種類、雨量の多少、日光風向の如何等が、人身に感應する影響は、蓋し尠少にあらざるなり、温泉療法をなさんと欲するもの、豫じめ右等の狀況を細檢して、其能く氣候療法に適する温泉地を撰み、茲に其の病を養はば、則一舉して兩得するを得ん。日本鑛泉誌の著書は、此氣候療用に適する土地の資格を述べて曰く、「此氣候療用の地は、總て瘴癘毒を有せざる清淨の空氣にして、常に定期に止まり甚だしき變化なく、且つ人身に佳適なる微風ありて、空氣十分に流通し、而して日の氣温も其變換すると甚だ僅々にして、朝夕温度の差甚しからざるといふ、旅舎の善良なると、飲食の適當なる供給を得べき

氣候療法 適當の條 件

やとを以て緊要の條件とすと、則ち大氣は乾燥にして清淨ならざるべからず、氣候は温暖にして劇變あるべからず、其交通は常に容易にして便利なるを要し、其飲食は絶へず新鮮にして十分なるを要す、而して山水の奇勝は、平生の塵思を洗ふに足り、秀靈の氣は疫癘の侵入を防ぐに足らざるべからず、今嬉野は則ち如何、

前にもいふ如く、我嬉野は、虚空藏山の傾斜する處、山陵の點々として起伏する間にあり、其土地の高燥なる、氣候の乾燥せる、知るべきのみ、四圍の翠巒は、此氣をして爽快ならしめ、一帶の碧流は更に之をして清冷ならしむ、加ふるに温液の滾々として湧きて盡きず能く四時の氣節を調和するあり、是を以て氣候自ら温和にして、盛夏と雖も九十度に昇ると稀に、嚴冬に至るも四十度を降るとなし、以て暑を避くべく、以て寒を避くべし、春曉歩を郊外に運べば、微風徐に袖を吹き、夏宵榻を客樓に移せ

嬉野の氣候

ば、輕風長へに懷に入る、而して四山の風光は、以て人目を喜ばしむべく、天然の景勝は以て神を養ふべし、藤淵の旭虹、風流松の晴嵐、瑞光寺の暮鐘、權現山の秋月、嬉野橋の晚涼、立岩の曉靄、洞林庵の螢火、新温泉の夕照等、數へ來れば、四時何れの時か、人をして縷縷せしめざる、況んや夏日蚊蠅の煩を絶ち、冬日嚴霜の酷烈なきをや、又況んや厭ふべき寒風は、西北の諸山に依つて遮られ、恐るべき悪疫は古來未だ嘗て我郷を侵さざるをや、由來我温泉は佐世保鎮守府軍人諸士の好で來浴せらるゝ所なり、常に曰く、空氣の清淨なる此の郷の如きは多く見ざる所、只此の空氣以て病を癒するに足ると、吾人は嬉野の此氣候此風光を以て、氣候療用に適せりとせん、其適否如何は、來遊者の試験に任せんのみ、若し夫れ道路の交通如何に至りては、今現に國道の通するあり、久しからずして又鐵道の布設を見んとす、

日本鑛泉誌には氣候療法に依りて得んと欲する希望を述べて

(一)既に若干の期に進みたる病勢を減少し

(二)患者常住の土地より受くる不良の感應をさけ

(三)身體の諸系、殊に神経系、呼吸器系、及び消化器系の弛緩性、或は刺衝の疾患をして、其風土氣候を轉換する爲に、健全に復せしめんとを望む、

といひ、更に此療法を要する主なる疾病を擧て、左の種類となせり、

(一)肺結核(肺勞)

(二)腺病

(三)梅毒

(四)癩麻質斯

(五)貧血、蒸黃病

(六)泥沼毒(間歇熱の類)

(七)或る風土病(脚氣の類)

(八)呼吸器病

(九)月經不調

(十)感冒及粘膜加答兒

(十一)神經諸病

(十二)慢性蛋白尿病(慢性腎臟病)

第十章 旅人宿及宿泊料

旅人宿は通計三十四戸あり就中其上等なるものを擧ぐれば

本町

鹽屋 田川平八

同

和多屋 遠藤榮造

湯町

大村屋 北川安次郎

同 柳屋 高柳嘉一

同 油屋 峰省吾

同 笹屋 佛坂榮太郎

の六戸とす旅人宿の外料理屋と稱するもの十戸飲食店十戸あり

宿泊料 晝食料

特別金七拾五錢 金參拾五錢

一等金五拾錢 金貳拾五錢

二等金參拾五錢 金貳拾錢

三等金參拾錢 金拾五錢

四等金貳拾五錢 金拾錢

右は佐賀縣警察署の定によりて録せしものなれども又旅店の階級によりて自から高下の差あるを免かれず

第十一章 物産

○嬉野茶 我嬉野は古來茶の名所なり、其何時の頃何人の傳來にして、何人の創造にかゝるかは詳かにせずと雖ども、寛政六年版江漢氏の西遊旅譚に「嬉野茶を出す」とあるを見れば、少くとも今より百年以前、既に嬉野の名産たりしを知るに足る、其今日ある誠に故なしとせず、抑現今佐賀縣より輸出する製茶の總額は三十五萬斤にして、其の過半は實に我嬉野に出づ、然れども遠く西海に僻して、世の競争場裡に飛出す能はざりし悲しさには、久しく舊法を墨守して、採長補短の工夫をなさざりしを以て、其品質も自から良好ならず、多くは中以下の需用に供せらるゝのみなりしが、先年土地の人高柳嘉一氏之を慨し、從來の釜製と宇治の磚製とを折衷し、一種の玉露を製し、大に良好の結果を得、漸々其の販路を擴張しつゝありしが、一昨年五月に至り本縣茶業聯合會議所は、更

に製茶傳習所を不動山(嬉野驛)を去る西一里餘に設立して、二名の教師を静岡縣より聘し、三ヶ年の繼續事業を以て、其改良に着手せり、生徒の總數卅六名、傳習の日數三十日、製茶の總高百〇八貫五百匁なり、而して此の改良製法は、頗る良好の結果を表はし、從來長崎神戸の兩市場之れより多く英領加奈太に輸出すに於ける嬉野茶十五萬斤の價格は三萬五千圓を出る能はざりしが、此改良製茶同量に對しては七萬五千圓内外の平均相場を得る見込あるに至れり、繼續事業其功を竣へば、更に其品質を佳良ならしむるを得ん、其の土地に於ける賣買價格は左の如し

上 壹圓

從來の嬉野茶 中 五拾錢

下 貳拾錢

高柳氏玉露製茶 壹圓以上參圓迄

改良製茶 壹圓以下

○陶磁器 西嬉野村内埜山驛を去る北に十丁餘より出るものにして、之を内の山焼きと稱し、此業をなすもの十數戸、一ヶ年の製出額、磁器平均十二萬個、其價格壹萬五拾八圓、陶器三萬五千個、其價格貳千五百圓なり、抑も内の山燒の淵源は其由來甚だ古く、豊公征韓の當時、肥前大守鍋島直茂公從て彼土に至り、討伐其功を奏して、凱旋せらるゝや、彼地南原の工人百五十名を携へて工場を名古屋に設け、後ち之を分つて此地にねかるゝに創まる、爾來豆大の内の山は只其製陶の地たりし故を以て、佐賀藩の直轄たり、土地の人は今日に至るも毎年一回、其紀念の日に於て、盛に日峯様祭を行ひ、直茂公の御法名、又此處を距る遠からざる小丘上に、高麗人笠掛の松と稱するものあり、
因にいふ、古來肥前燒の名は都鄙至らざる所なく、遠隔の地にありて

は其一個を得るも、尙之を人に誇稱する有様にてありき、是れ素より其品質の可なるによると雖も、其の價の甚だ不廉なるも亦其一原因たらずんばあらず、而して從來其名は獨り有田焼によりて專領せられたりしが、近來内の山の人富永源六氏大に茲に見る所あり、從來製法の能く時好に投ずる能はざるを知り、汎く諸州を遍歴して諸方の製法を考察し、所思を勞すると多年、遂に一種の製法を發明し、以て嬉野焼の弊價をして高からしめたり、是れ有田焼の良品質を保存して、其價の廉なるもの、嬉野茶と共に好箇の土産物なり、

○湯豆腐　これは只嬉野の温泉を以て嬉野の豆腐を以てのみ製し得らるゝものにして、則ち嬉野名物とも稱すべきものなり、之を製するに先づ温泉を適宜に鍋に入れ、之に豆腐を切込み、攪きませつゝ徐々に之を煮るなり、胡麻醬油を加へて之を吸ふ其味、頗る甘美なり、

○湯の端饅頭　これ古來温泉通の茶店に於て製する處にして傳へて今に至る、故に之を湯の端饅頭といふ、

○椿油　岩屋川内邊にて之を製す、其質頗る淳清なるを以て大に之を賞美するものなり、

第十二章 嬉野驛の景況

嬉野の驛は一條の宿驛に過ぎずと雖も、之を分ては尙本町、湯町、瑞光寺馬場、裏小路等の小名あり、人家總て二百餘、警察署あり、郵便電信局あり、高等尋常小學校あり、西嬉野村役場あり、武雄區裁判所下宿出張所あり、佐賀縣茶業事務所あり、今温泉を起點として地位及距離を示せば、左の如し

○嬉野警察署　本町にあり温泉を去る遠からず

○西嬉野村役場　本町にあり

○高等小學校 温泉場を去る北一丁餘瑞光寺の東にあり
 ○區裁判所出張所 新温泉にある温泉事務所を以て之に充つ
 ○茶業事務所 本町にあり温泉を去る遠からず
 ○郵便電信局 本町にあり温泉を去る遠からず
 一當局は郵便電信の事務を取扱ふの外、郵便電信爲替貯金小包郵便等の事務を取扱ふ其取扱ひ時間は午前八時より午后四時までとす
 一郵便差立は東行西行各二回其配達は市内晝夜三回にして市外は毎日一回とす

郵立	差		配達		
	彼杵へ	午前四時四十五分 午後十一時十五分	市内	午前八時三十分	市外
武雄へ	午前二時五十七分 午後九時二十七分				

便時	鹽田 鹿島 吉田へ	時	午後六時 午前七時
間	武雄同様 午後五時	間	午後十時五分

一小包郵便は東行西行各一回其配達は毎日二回とす

小包		差立時間	配達時間
東行	西行		
午前三時卅分	午前〇時五分		午前七時 午後五時

○食滋品 鯛の浦及有明沖の海魚は毎朝未明彼杵及鹿島より来るを以て絶へず新鮮なるものを得べし、嬉野川の細鱗、鹽田川の鰻亦食膳に上るべし、其他牛肉雞肉雞卵「ミルク」等も事缺くことなく、亦牛乳搾取所、西洋酒販賣店あり、

○四季の遊樂 春は軒を擁して鹿子斑に残れる山々の淡雪を眺むべく、或は輕風を郊外に追ひて紅桃白李を求むべし、遠きを厭はざらんものは奮發して一度大野原に至れ、茸々たる蕨篋を代ゆるもつきざらん夏は烏帽岩下の螢狩、嬉野橋上の納涼尤妙なり、秋は釣を溪水に垂れ網を川流に投すべく、茸を狩り粟を拾ふ亦一興なりとせず、若し夫れ冬日出遊を好まざらんものは爐を擁して快を書冊に求むべし、或は棋碁花牌の以て寒を消すものあらん、

第十三章 近傍の名勝

一杓の水、一杯の土も都會附近にありては尙名勝と稱せられ絶景と歌はる、就て之を見れば屑々たる人工的のもの、み、殊に知らず自然の大景勝は遠く人工以外にあるとを、自然は既に我嬉野を以て天下の樂土たらしめたり、山の美なる、水の奇なる、地の幽なる、泉の靈なる、何れか人

心を樂しましめざる、來り遊ばんもの、夫れ此山水を弄び、此の靈泉に浴せば、忽ちにして其の宿痾を去り、其塵襟を洗ふとを得ん、

○嬉野川 源を西方虚空藏の高嶽より發し、東流一里餘湯の田に至り、斷崖にかゝりて蕪瀑をなし、温泉の右岸を洗ひ、更に多良岳に發する吉田川を併せ、鹽田に至りて海に入る、流域四里餘、其間或は瀑となり、或は潭となり、或は瀧となり、或は湍となり、變態萬狀、殊に井手川内村に至り、碗礪たる巨岩縦横に起伏し、水流其の間を過ぎて最奇を極む、所謂縦横是なり、此川は霖雨の交に至れば、時に汎濫の患ありと雖も、平生水清くして川魚多く、殊に縦横、障子岩、宮の瀬等には香魚多く、權現淵、落合等には鯉鮒多し、而して美野、鹽田に至れば、一層其多きを見る、肥前風土記に、此川之源、出郡西南託羅之郡、東流入海、潮滿之時逆流、潮滿流勢太高、因曰潮高滿川、今訛鹽田川、年魚多在、

と記せるものは是れなり

○嬉野橋 是れ温泉場畔に架する所の木橋にして、他の奇なしと雖も、浴後歩して此處に至れば、清風水面を拂ふて至り、涼氣懐に入る、眞に好箇の納涼場たり、

○温泉碑 是れ明治十二年我温泉改築の紀念として建てしものにして温泉放冷場の側に立つ、撰文篆額は共に谷口藍田翁の自から撰して書する所なり、翁は肥前の碩儒、易學の泰斗、明治廿四年以來拔てられて故北白河宮殿下の侍講となり、今東京市外澁谷村に閑居す、碑面刻する所の文に曰く、

嬉野温泉有名尙矣、相傳往古神后之自朝鮮凱旋也、浴此而疾癒、因呼曰嬉、故名焉、以其醫衆疾、浴客群集、及至近年、浴室傾圮、泉脈漏泄、且地勢接溪流、當潦漲之時、必有崩壞漂蕩之患也、縣廳屢命邑民脩治、闔邑憚之不

應、當此時有同社十八人、奮然發憤、各出財力營之、其肇工也、悉撤舊屋、鑿地深二丈、裂岩角、決壅泥、更伏築石、層々敷陳、使其泉源高于舊幾尺、鞏以石灰、防其漏泄、整其泉脈、且於幅員九丈之中、縱橫石筓凡百二十丈、以導熱湯、中途設機滄之、溫暖適度、乃瀉石坎、々底皆穿圜孔、以疏汚濁、是以溫泉日新且潔、又分泉坎爲數等、覆以廊廡、如上等則殊以畫陶甃坎、玲瓏如玉、傍架欄干、以爲遊息之所、此役也、在熱湯沸騰中爲之、奏功其艱、資財蕩盡、殆破家產、而百折不屈、其志愈堅、舊令北島君、聞之、獎勵備至、於是、同社踴躍、更相勉強、新令內海公亦貸千金助費、以明治九年一月起役、至十二年四月十四日告成、木石之工若干、役夫若干、費金萬圓、嗚呼此十有八人、俱盡心力、永使居民得利、浴客治疾、其功可謂偉矣、只願後人體其心、隨時修之、勿墜此盛舉、社員某謁予請文、將刻石以告來世、故記之、嬉野舊係佐賀縣所管、今屬長崎云、

明治十三年庚辰七月

鹿島藍田谷口仲秋撰并書

○瑞光寺 南禪寺派に屬する禪宗にして、太寧山と稱す、温泉を距る北一丁餘字野島(又瑞光寺馬場と稱す)の道窮まる所にあり、伽藍高く丘崗の上に聳へ、老松古杉鬱として靈域を擁す、先づ石門を入りて放生池上の石橋を過ぎ、石磴を拾ふと數十級、左方忽ち幾多の觀世音の石像古松の間に隠見するを見ん、之れを新西國三十三番の札所となす、更に石階を拾ひて山門を入れば、宏麗なる伽藍屹として立ち、五百の羅漢新建の羅漢堂に安置す、春風胎蕩の日には、境内の櫻桃爛熳として妍を争ひ、盛夏涼を思ふの時は、松濤瑟瑟として琴を弄す、況んや林壑田園の眺は、人目を喜ばしむるに足り、清靜閑寂の梵音は、自から塵襟を洗除し去るをや、又縣内の一巨刹たるを失はず、

○豐玉姫神社 は宿の西端にあり、嬉野の鎮守にして、毎歲十一月三日

を以て其例祭を行ひ、舊嬉野郷内の壯者浮立、面浮立、行列等となして神輿を渡す、面浮立とは壯者數十人に鬼面をつけ、前に大鼓を懸け、鉦笛の調子に伴ふて舞踊するものにして、極めて勇壯なるものなり、又行列は御使者行列の古風を存するものなり、其他井手川内の獅子浮立、湯野田の錢太鼓など面白き催あり、此の社初め宿の中央現今警察署の處にありしが、後現今の處に移轉せしものにして、豐玉姫の神祠の外、天神の祠、祇園の社等あり、

○權現山 宿西三四丁の處にあり、山上老松嵯峨、古柏鬱蒼として、落葉道を埋め、嵐氣人を襲ふ、山頂稻荷の祠あり、石級を拾ふて至るべし、尤も月を見るに可なり、秋夜晴に乗じて山頂に立てば、天我れと遠からざるを覺ふ、傳へ言ふ、足利の季世群雄割據の時に當りて、郷士某之に據りて嬉野氏を稱せりと、山上今に其殘墟を見るを得、我温泉會社は比年之を

脩めて公園地となさんと計畫せしも、其議久しく纏まらず、遷延今日に至りしが、今回愈其工事に着手するととなり、山頂を開き道路を脩めて、數百の花木を其間に栽ゑ、又日清戦役に戦没せる郷里軍人の招魂碑を此處に建て、以て其年來の目的を達せんとす、其功成るを告げば、更に一層の好風景を添へんか、

○鳥帽子岩 虚空藏山の一脈東に走つて山脚僅かに盡きる處、別に巨巖の突として溪頭に立つものあり、碧蘿其肌を纏ひ、雜樹鬱然其脚を擁す、而して巖の前腹僅かに屈し、遠く之を望めば、其狀恰も鳥帽子の如し、鳥帽子岩の名實に空しからずといふべし、巖の頂上は扁平にして數人を立たしむるに足り、斑々たる蘚苔は青錦を敷きたるが如く、老松一幹偃蹇として更に好風趣を添ふ、松陰風清き處に至りて一望すれば、湯氣に霞める嬉野の景、屏障の如く前面を限れる東嬉野の峯巒、百條の素練

をかくる森淵の絶景、突如として瀑頭より起り翠色滴らんと欲する彦山の奇勝等悉く指呼の間に在り、人をして覺へず快哉と呼はしむ、岩は温泉を去る西七八丁宇湯の田にあり、西方より迂回して上るべし、
○洞林庵 嬉野瑞光寺の別庵にして鳥帽子岩の岩脚雜樹鬱然たる間にあり、嵯峨たる老樹四境を壓して凄然晝尙暗く、鳥は空林に歌ひ、烟は禪房を鎖し、境内甚だ幽邃なり、惜らくは東南樹林殊に鬱鬱爲めに眺望の快を得る能はずと雖も、最杜鵑を聞くに適し、所謂但聽杜鵑聲、不看杜鵑影の妙あり、庭前の井水は清冷殊に掬すべしとなす、
岩脚の溪は觀瑩の名所にして、例年陰曆四月八日の夜は殊に瑩合戦と稱して一層の美觀を極む、夜色漸く至れば數萬の瑩群兩岸より飛んで溪上に合し、集つて一團の火となり、相飛び相搏つて紛争するもの少時其狀恰も球燈を點するが如く、碎て落ちるもの點々相續き、烟戲の垂柳

にさも似たり、忽ちにして一度相亂れ更に復相合す、其の亂るゝは則第一回の勝敗の決せるを示すものにして、敗螢は或は連り遁れて中空に慧星をかけ、或は一時に水上に落ちて波上に金光を躍らす、其の合するは則ち勝螢の更に戦を挑むものなり、是に於て他岸の螢火再び其數を増し、地を捲きて躍つて勝螢の一團に當り、復相搏つと初めの如し、一勝亦一敗、分れては合し合しては復分れ、忽ちして集り、忽ちして散す、美觀言ふべからず、宛然是れ天工的烟戲なり、

○轟淵瀑 長崎街道を西すると七八丁、左方忽ち水聲の滔々たるに驚き、聲に従て徑を下れば断岩壁をなして前面に聳へ、碧蘿蛇の如く之を纏ひ、雜樹鬱然として之を掩ひ、翠色滴らんと欲する處、中間の障崖忽ち摧けて百條の素練中天より懸るを見ん、是れ則ち肥前風土記に「水源有淵深二許丈、石壁二許丈、石壁嶮峻、周匝如垣」とあるものにして、嬉野川の

溪流、虚空藏より發し、東流一里此處に至りて、重疊たる岩石を穿ち石壁の削るが如き處にかゝりて、直下忽ち飛瀑となるもの、水勢崖に従ふて一曲一折分れて三段となり、上二段は則ち怒噴激射、白馬空に躍るが如く、下段は則ち急奔激騰、跳つて雪白の巨幕となり、崖面に掛ると七八間、急潮雪を捲きて岩を呑むの概あり、其聲滔々百雷を奔らし、其勢澎湃兩岸の崖樹を震はし、餘勢岩を穿つて潭となる、潭は深碧一泓、萬斛の水をたゞの相傳ふ巨甕之に潜むと、水清冷深さ幾百丈と、遊魚歴々として數ふべきも未だ其潭底を極めたるものなし、これ瀑下近くべからず、崖側至るべからざればなり、瀑を、轟の瀑といひ、潭を、淵といふ、而して樹下の懸崖は藍田先生特に小山陰と命じ之を刻せしめたり、地は湯の田名に屬す、

○浮立松 又風流松とも書す、温泉を距る東十四丁許の處にあり、宿の

東端を出で、東行すると七八丁、築城(地名)に至りて右折し、吉田道を行くと五六丁にして、直ちに其山の麓に出づ、是れより稚松の間、赭土より成れる坂路を登りて、其の頂に至れば、忽ち一株の老松蔚然として蟠屈するを見ん、孤根幾度か霜を凌ぎ、秀葉幾度か雪を経たる、碗礪たる千古の枝は、悉く垂下して四方に偃伏し、將に地に達せんとして更に偃蹇として復上る、其狀恰も龍虎の相争ふが如し、虎攫み龍掣つと茲に幾千年ぞ、高幹は挺々として空を凌ぎ、翠蓋は鬱々として烟を罩む、若し夫れ靜に清陰に踞して眺矚を恣にせん乎、肥前富士の名ある唐泉山、神功皇后の正月に越え給ひしと傳へられたる正月岳、長崎縣との境なる虚空藏山等は小乾坤を劃せる環圍の連山の上に秀で、嬉野川の溪流蜿蜒々として國道と長きを争ひ、落々たる村邑、離々たる田疇、悉く眸に入りて、天然の風趣頗る掬すべきものあらん、

○立岩 風立松の西に當りて岩障屹立屏風の如き觀をなすもの之を立岩となす、其下に扁平なる巨岩の八割せるあり、之を「八割石」といふ、其上數十人を座するに足る、山下の村民毎年陰曆七月廿三日夜には三夜待又は御來光待など稱して、此の石上に酒を置き、浮立をなして徹夜し、以て月の出るを拜す、後方に「赤岩」といふあり、全岩皆赭なり、又「なばひ松」といふ一帶の松林あり、其幹枝悉く南に向て伏す、靡松より轉ぜるものか將た南拜松の意か、立岩々頭には曲折して登ることを得、此よりの眺望は、風流松よりするものに比して、更に一層の美を呈し、顧みて東南を望めば有明洋上白帆の隱見するを見るべく、頭を回せば兩唐泉の間、唐泉山の右にありて稍や低く且つ小なる山を小唐泉といふ、更に海水の天を浸すを見ん、

○大野原 嬉野を西南に去ると二里半の處に在りて、長崎縣と境せる

大曠原なり、廣袤方二里、其一部を以て牧場となし、他は總て野草の茫々たるに任せられば、茅茨深く脚を没して、路の求むべきなく、極目只野兔の蹠音に驚きて奔り、野禽の飛で天に戻り、牧獸の好餌に飽きて嘯くを見るのみ、されば晚冬野燒の時に至れば、燎火炎々として空をこがし、春初陽復するに會せば、蕨薇茸々として原に滿つ、無聊に苦むもの試に筐を提げ、杖を携へて一遊せば、其樂或は言ふべからざるものあらん、

○縲通し 大野原の南方に當り地下を穿つて溪を通ずるものにして、長さ百餘間、其中央少しく齟齬する處小祠あり、相傳ふ、昔し一老農其の二兒の甚だ懶慢なるを憂ひ、事を神事に托して兩端より之を掘らしめたりと、今は溪水の潺々として流れ、蝙蝠の我物顔に巢を構ふるのみ、

○龍頭泉 大野原の西北隅にあり、千綿溪の上流にして、瀑の高八間餘、故に亦八間瀑と稱す、斷崖削立、樹木蒼翠として、遠く人境を絶ち、只瀑聲

の滔々として、四時地軸を動かすを聞くのみ、潭の深くして水の清き、地の幽にして氣の爽なる、岩の奇にして瀑の壯なる、之を蘿淵に比するに勝るあるも譲るなし、此勝久しく世に傳はらざりしが、大村の人松林飯山氏一度之に遊びしより其名大に顯はれたり、今氏の紀文を得たれば之を擧げん、

遊千綿溪記已未

松林飯山

千綿溪、在千綿村北一里、距治城四里而近、先是人莫知其勝者、雖或知之、而莫發之於詩文者、是以其勝未大顯、其大顯者、實自吾老公始、余少小出鄉、未嘗遊也、今茲已未歸鄉、以十月之望與友人三四名、遊焉、此日陰晴無常、到松原雨大下、遂投江串、翌早倩土人爲導、右折入山、此間白茅沒路、高與人等、導者亦失路、縱橫信足而步、忽得一徑、徑盡大石、從人面突起、水潺々鳴脚底、左折而下、則得龍頭泉矣、兩山環圍、圍之合處、缺爲凹字狀、有雙

瀑懸焉、中欲合復觸凸處而分、飛沫散空、如雪如霞、如亂糸、如散珠、日光映射、心目爲眩、夫綿溪之水一也、懸而爲瀑、漚而爲潭、爲湍、爲瀨、奇態百出、蜿蜒屈曲、如龍臥地、而瀑爲其源、龍頭之目不虛、木葉不浮潭、在龍頭南數十步、四面皆石屏、水一泓深碧、隕籜不浮、疑有蛟龍蟄其中也、潭之東爲徑入山、匍匐而上、數百步、復出于溪、縱橫行亂石間、其間石有斜欹不受趾者、眞一步一悚、行里許、左岸突出、有松孤生其上、水至此爲岸石所壁、更作勢而落、余俯臨之、則斷壁千尺、噴薄激盪、響如奔雷、兩岸皆欲動、毛髮森豎、不能久立、所謂蓮華潭者是也、大凡潭之爲數四十有八、然此二三潭爲最奇、他不遑記也、每潭有名、皆刻石標之、係老公所建、聞老公在位之日、延招四方文儒、嘗撰善庵淡窓諸先生遊此、稱爲一時唱和之盛、曾幾何時、今則所建之石、或有仆者、恨吾生也、晚不及其盛也、己未十月望後一日、

○虚空藏嶽 佐賀縣西部の高嶽にして嬉野川の水源なり、國道を西

すると一里、嬉野茶の本場たる不動山を過ぎ、直に山麓に達す、溪に沿ひて山坂を攀ぢ、時に或は老杉の盪々たる處、松檜の鬱鬱たる處に至り、或は削崖の下を過ぎ、巨巖の間に出で、谷を過ぎ、溪を渡り、上りて復下り、下りて復上る、水は則ち清澄、岩は則ち奇怪、溪水の潺々たる處には、鮠魚さんせうぎょの無心にして遊ぶあり、奇巖跳るが如き處には急潮岩を噬んで不時の白雪を飛ばすあり、人をして神飛び魂逝くを覺へざらしむ、少時にして樹衣漸く稀に、石肌僅に出づ、則ち迂餘曲折、徑を拾ふて岩を攀ぢ、漸く頂上に達す、斯の如きの峻峻婦女老幼の容易に至る能はざる所、然れども一度此頂に達すれば、亦婦女老幼の求むべからざる快あり、頂上地開くと數十武、多少の松樹其間に聳へ、祠あり、諸冊の二尊を祭る、此間の眺望は、實に筆も盡すべからず、畫も及ぶべからざる處にして、天空海濶の間、自然の一大畫幅を展ずるものなり、起つて南天を望めば、温泉妙見の諸

山は巍然として空を凌ぎ、多良經ヶ岳の諸山は崔嵬として翠を擁す、深く肥筑の間に入りて一大湖の觀を呈するものは有明の沖にして、近く眼下に小池を形成するものは鯛の浦なり、俯して大村灣外小島の點々として碁布するを見、有明洋上白帆の風を孕みて碧水に映するを望み、更に眼を東方に轉すれば、筑豊の峯巒は疊々として起つて亦伏し肥後の諸山は依稀として雲霧の間に隠顯す、一帶の長流艇々として其間を流るゝものは筑紫次郎にあらずや、十里の田疇弓の如く有明沖を抱くものは肥筑の平野にあらずや、煙霞漂渺たり筑紫の海、雲烟依稀たり天草の灘、輦を西海に駐め給ひたる帝は跡既に遠く、萬里船を泊するの客今有りや無しや、遠く眼を西方に放てば蒼波漫々として極目涯なく、五島平戸の諸島僅かに一髮の青を水天髣髴の間に引くのみ、見て肥前半島の南に盡きる處に至れば、日本海深く入りて瓊の浦をなし、長崎港外點

々たる諸島は、幾多の商船の寄泊するかと疑はれ、奇更に奇なり、山河巍然たる佐世保港外を望めば、鯛の浦の水は断せんと欲して未だ断せず、僅かに針尾の地峽によりて糸の如き一路を外海に通じ、西方岸に沿ふて小島の群簇するあり、恰も是れ無數の戦艇一時に來襲するもの、妙是に至りて愈妙なり、轉じて北方を望めば遠くは翠黛を連れたる前筑の諸山あり、近くは波の如く起伏する松浦の峯巒あり、山峯僅かに缺くる處、唐津灣外水天に接するを見、兩山環圍の間點々たる伊萬里灣の四十八島(いろは島と稱するもの)を數ふべし、更に眼を玄海洋上に放たんか、雲烟縹緲の間、遠く一抹の黒烟を引く者あり、知らず是れ壹岐か對馬か、○唐泉山 嬉野の東方一里二峯の高く天に聳ゆるあり、一を唐泉山といひ、他を小唐泉といふ、唐泉山は其形圓錐にして富嶽に類するを以て古來肥前富士の名あり、山上八天の神祠あり、之に登らんには鹽田村字

谷所に至り山の東側正面の華表よりすべし華表記して日本一社八天神社といふ先づ之を入りて迂回して稚樹の間を過ぎ、山坂を登ると十四五丁、漸くにして山の半腹に達す、是より山勢一變、大小の稚樹雜然として鬱生し、又他樹の之に交るなく、落葉脛を没し嵐氣人を襲ふ、此間を登ると又十四五丁許、山頂に達すれば其眺囑虚空藏に譲らず、四望曠濶遙かに肥後の諸山を望み、近く多良温泉虚空藏等の諸山屹々として更に一層の美觀を添ゆるを見る、有明沖上海波洋々たるの間には、白帆浮嶋の如く相往來するあり、東北一帶肥前の平野には、田疇波の如く佐賀の市街其中間にあり、鹽田川西より來りて艇々として山の北側を流れ、靚殊に奇なり、總て此等の奇觀、觀去り觀來れば、人をして日の移るを覺えざらしむ

○吉浦神社 嬉野より東二里半、郡内鹽田に在り、舊藩祖直澄公を祭る

所にして、至誠山と稱す、山上只に眺望に富むのみならず、古松老柏の蔚然たる間、朱殿の隱見するなど中々に神さびて人をして思はず、天草亂當時の事を追想せしむ、山下の馬場は長さ數町、下川原に達し、兩畔の長堤櫻樹を以て充さる、例年陰曆三月五日は其祭日にして、正に春陽花蕾を破るの候に接し、舊藩内の參詣人甚雜踏を極む、

○祐徳院 郡内八木村に在り、嬉野を去る四里半、肥前鹿島の祐徳院則ち是なり、此社は肥後熊本清正公、筑前大宰府天滿宮と并び稱せられ、縣社の一に居り、兩肥兩筑よりの尊信者甚多く、一月より二月になりて參拜者續々として絶えず、殊に二月初午に於て其最を極む、いふ祐徳社門前數十の旅舎等は此二ヶ月の利潤に於て、一ヶ年の活計となすと、以て其盛を知るべし、社は山に據りて、近く有明沖を望み、眺望絶佳、境内の山水亦甚人意を快ふするものあり、

第十四章 九鐵汽車發着時間及賃錢表

一、佐世保長崎間

佐世保發	六、四〇	八、五〇	一一、〇〇	一二、一〇	三、一〇	五、三〇	七、三〇	九、一〇	下等賃金
早岐發	五、一八	九、四八	一二、四八	一、四八	一、四八	六、〇八	八、〇八	七	上等賃金
彼杵發	六、一三	一〇、四三	一二、四三	二、四三	二、四三	七、〇三	九、〇三	二十二	上等賃金
松原發	六、三八	一一、〇八	一二、〇八	三、〇八	三、〇八	七、二八	九、二八	二十八	上等賃金
大村發	六、五七	一一、二七	一二、二七	三、二七	三、二七	七、四七	九、四六	三十四	上等賃金
大村港發船	七、三〇	一一、〇〇	一二、〇〇	二、〇〇	四、〇〇	六、三〇	八、三〇	並等 三十	並等 三十
長崎發	六、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	一、四〇	四、〇〇	六、〇〇	八、〇〇	並等 三十
長崎發	六、二七	八、二七	一〇、二七	一二、二七	二、〇七	四、二七	六、二七	八、二七	六
長崎發	五、〇〇	七、〇〇	九、〇〇	一一、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	七、〇〇	六
長崎發	五、二七	七、二七	九、二七	一一、二七	一、二七	三、二七	五、二七	七、二七	六
長崎發	六、一〇	八、一〇	一〇、一〇	一二、一〇	二、一〇	四、一〇	六、一〇	八、一〇	並等 三十
長崎發	七、五五	九、五五	一一、五五	一二、五五	四、一五	六、一五	八、一五	並等 三十	大村上等 下等賃金

二、長崎佐世保間

佐世保發	一〇、一八	一二、一八	一二、一八	二、一八	六、四八	八、四八	三十四
松原發	八、一六	一〇、一六	一二、一六	二、一六	四、三六	六、三六	六
彼杵發	八、四一	一〇、四一	一二、四一	二、四一	五、〇一	七、〇一	十二
早岐發	九、五五	一一、五五	一二、五五	二、五五	六、二五	八、二五	二十七
佐世保發	一〇、一八	一二、一八	一二、一八	二、一八	六、四八	八、四八	三十四

三、鳥栖武雄間

鳥栖發	二、一五	七、五五	一〇、〇五	二、一五	四、二五	六、三五	八、四五	鳥栖上等 下等賃金
中原發	二、一五	八、一五	一〇、二五	二、一五	四、二五	六、三五	八、四五	六
神埼發	二、五五	八、四五	一〇、五五	二、五五	四、六五	六、七五	九、一八	十一
佐賀發	三、〇二	九、〇〇	一一、〇〇	三、〇二	五、一〇	七、一〇	九、三五	十八
久保田發	三、二〇	九、一四	一一、一四	三、二〇	五、三〇	七、三〇	九、三五	十八
牛津發	三、二〇	九、二二	一一、二二	三、二〇	五、三〇	七、三〇	九、三五	十八
山口發	三、二〇	九、三二	一一、三二	三、二〇	五、四〇	七、四〇	九、三五	十八
山方發	三、二〇	九、三五	一一、三五	三、二〇	五、四三	七、四三	九、三五	十八
北發	三、二〇	九、三五	一一、三五	三、二〇	五、四三	七、四三	九、三五	十八
武雄發	三、二〇	九、三五	一一、三五	三、二〇	五、四三	七、四三	九、三五	十八

四、武雄鳥栖間

鳥栖發	二、一五	七、五五	一〇、〇五	二、一五	四、二五	六、三五	八、四五	鳥栖上等 下等賃金
武雄發	三、五〇	九、五〇	一二、五〇	三、五〇	六、五〇	九、五〇	十二、五〇	三十九

武雄發	北方發	山口發	山津發	牛津發	久保田發	佐賀發	神埼發	中原發	鳥栖發
六、五五	七、〇九	七、二四	七、三七	七、四五	七、五七	八、一〇	八、二九	八、四五	九、〇〇
一一、二五	一一、二九	一一、四四	一一、五七	一二、〇五	一二、一七	一二、三〇	一二、四九	一、〇五	一一、〇〇
一一、三五	一一、三九	一一、五四	一二、〇七	一二、一五	一二、二七	一二、四〇	一二、五九	三、一五	三、三〇
三、二五	三、三九	三、五四	四、〇七	四、一五	四、二七	四、四〇	四、五九	五、一五	五、三〇
七、四五	七、五九	八、一四	八、二七	八、三五	八、四七	九、〇〇	九、一九	九、三五	九、五〇
九、三五	九、四九	一〇、〇四	一〇、一七	一〇、二五	一〇、三七	一〇、三七			
四、 下等賃金	四、 下等賃金	十、 下等賃金	十、 下等賃金	十、 下等賃金	十、 下等賃金	二十一、 下等賃金	二十八、 下等賃金	三十三、 下等賃金	三十九、 下等賃金

(備考)、中等乗車賃は下等の一倍半、上等は下等の二倍なり

第十五章 各地への里程及人力車賃

一、各地への里程(……道路の順を示し、
鐵道の接續を示す)

- 鹽田へ二里二十二丁……鹿島へ三里三十二丁……
- 祐徳院へ五里十四丁
- 武雄へ三里十二丁——北方へ五里四丁——

- 山口へ六里三十二丁——牛津へ八里七丁——
- 佐賀へ十里十六丁——神埼へ十二里廿四丁——
- 中原へ十四里十六丁——鳥栖へ十六里十六丁
- 有田へ五里三十四丁……伊萬里へ八里十三丁
- 唐津へ(武雄、嚴木、相知、を経て)十三里一丁
- 彼杵へ三里四丁——大村へ七里二十四丁……
- 諫早へ十一里二十一丁……

二、嬉野警察署認可人力車賃規定

- (一)平道一里に付一人乗金五錢以内、二人乗金八錢以内
- (二)同二人輓一人乗金拾錢以内、二人乗金拾六錢以内
- (三)市街十丁以内金參錢以内、以上五丁を増す毎に壹錢以内を加ふ
- (四)夜間雨雪及難路増額は各三割以内

(五)客待は一時間金貳錢以内

(六)一日雇切一人輓金四拾錢以内、半日雇切一人輓貳拾五錢以内

(七)何等の名義を以てするに拘はらず乗客に對して定額外の賃錢を請求するものある時は不當の賃錢を貪られざる様警察官吏の處分を求むべし

(八)宿泊人の承諾を得ずして人力車輓子濫りに客室に立入るときは強請せられざる様警察官吏の處分を求むべし

警察署の規定は右の如くなれども實際は中々定額通りに行はれずされば目下に於ける旅行費用は大概左の如くなるべし

武雄 迄片道	金參拾錢	往復	金五拾錢
鹽田 迄同	金貳拾五錢	同	金四拾錢
鹿島 迄同	金參拾五錢	同	金五拾五錢

祐徳院 迄同

金四拾五錢

同 金七拾錢

彼杵 迄同

金貳拾五錢

同 金四拾錢

右の如き賃錢は素より不當なれども、最早九州鐵道延長線の工事も大に抄取り、武雄佐世保間、早岐大村間、長與長崎間既に汽車の運轉を見、餘す所、長與大村間のみ而して此間も亦方に工事に着手したれば、久しからずして其功を竣へん、殊に武雄諫早間に於ける鹿島鐵道は既に布設の許可を得、又北方彼杵間に於ける嬉野鐵道布設の計畫も、着々其歩を進め、遠からずして其布設の實を見るべければ、右等不當の賃錢を拂ふ不快もなく、道路の遠さを啣つ必要もなく、僅々たる旅費を以て、轉瞬の間に、此の山紫水明なる嬉野の仙境に來たるを得ん、

明治三十一年四月廿七日印刷
明治三十一年五月三日發行

發行者

池田政道

東京市麻布區飯倉狸穴町一番地

印刷者

武田文八

東京市芝區愛宕下町二丁目二番地

印刷所

忠愛社

東京市京橋區八官町十九番地

佐賀縣嬉野

醸造元 井手本店



佐世保天満町

賣捌所 井手支店

西洋酒類各國銘酒自
家釀造 罐詰酒 並製茶
販賣店

佐賀縣嬉野

醸造元 井手又次郎

長崎縣佐世保天満町

賣捌所 井手又三郎

山の田

所 出 本山己之吉

大村杭出津
陸軍御用達

特約 八野商店

當温泉の名聲夙に藉々たるは其効驗の顯著なるこ山水の幽雅にして自ら靜養に適せらるこに依る弊館多年各位の御厚情を蒙り日増し繁盛に赴き候段奉大謝候尙諸事鄭重を旨とし一層勉強可仕希くは倍舊の御愛顧を賜はらんとを敬白

肥前國嬉野温泉場前

旅館 大村屋 北川 安次郎

弊館は各様方御承知被爲在候通り温泉場の直上に位し老樟樹下に有之候得ば空氣流通の可なること此上も無之盛夏の候と申候ても涼風常に樓上に充ち四時絶えず幽雅なる嬉野の好風光を眺囑するを得べく浴客諸君の御滞在には尤も便利にて有之殊に**客室**清潔にして**調理新鮮**宿料低廉にして**待遇懇切**に相働き可申候間陸續御來宿之程伏して奉懇願候

肥前嬉野本町通

旅館 鹽屋 田川 平八

謹白

名産 嬉野茶

本邦製茶は往古高麗人西海に漂着して其種子を蒔き之を栽培し以て其製法を傳へしに始まる我嬉野は實に其始地たり爾來星霜幾百年時に隨ひ機に應じ大に改良を加へ今や其名聲内外市場に噴々たるに至れり御來遊の諸君には此上なき御土産物たり冀くは續々御購求あらんとを

嬉野本町通り四ツ角

高柳清風軒

全郵便電信局前

古賀聽松軒

全郵便局西側

井手綠薰亭

販賣所

名産 嬉野製茶及綿花製製造販賣



謹告

弊館厚く大方諸彦の尊眷を得て逐日繁榮に趣き欣悅の至りに候尙一層業務に勵精し諸事町疇に顧客の便宜を謀り候間益倍舊の御愛顧を以て御引立の程奉希望候

肥前國嬉野温泉場

旅館柳屋

高

柳

嘉

一

○○客○○室○○清○○淨○○
 溫○泉○靈○妙○
 謹祈各位之御萬福
 併謝平素之御愛顧
 尚希倍舊之御引立
 肥前國藤津郡
 嬉野溫泉場上側
 御旅館 和多屋
 寒○喧○適○度○
 諸○事○叮○嚀○



勉強は商家の基礎 ●

弊店儀開業日尙淺くと雖商運日に月に隆盛に趣き欣喜
 之至りに御座候是れ全く諸彦の御引立に因ると雖亦弊
 店の商品が堅良にして廉價なるの致す處故に今より一
 層漸進的の奮發を以て品質堅良の商品を撰み以て江湖
 諸君の恩顧に酬ひ度倍舊御引立あらんと偏に奉希候
 關東吳服太物洋反物嫁入小袖類糸物一式小間物荒物
 其他種々卸小賣

肥前嬉野



新釜屋商舖



信用は第二の資力たり ●

樂店儀

從來京阪地方及各國産地に付き至極新奇の品柄直さ仕
入販鬻罷在候處今度一層業務を擴張と専ら眞實正直を
旨とし販賣仕候間倍舊の御信用を以て益御引立被下度
直段の低廉なると賣品の堅固なるとは弊店の特色に御
座候

吳服太物洋反物古着新物小袖荒物小間物

其他種々卸小賣

肥前嬉野

金本釜屋商店

ホシカマヤ

弊店儀開業以來日未久とからずと雖商運日に月に隆盛の域に
進み欣喜の至りに御坐候是れ偏に江湖諸彦の御愛顧に因ると
雖抑亦弊舗が不斷着實誠意に業務に従事するの致す處にて
可有之今より一層奮勉して業務を擴張と卓効確實なる純良品
を精撰販賣仕り以て諸彦の恩顧に報ひ可申希くは倍舊御購求
あらんとを

營業品目概畧

- 一和漢洋藥品壹式○全國特効賣藥壹式
- 一洋酒類香竄葡萄酒類壹式○滋養品及罐詰類壹式
- 日本酒瓶詰類壹式

松花堂 奥川藥舖

嬉野本町

名 産
 嬉 野 燒
 陶 磁 器



私儀

代々陶磁器製造販賣業に従事致居候處先年汎く諸國を遊歴し
 て此業の視察を遂げ銳意改良に着手致候後は幸に江湖諸彦の
 好評を博し逐日隆盛に赴き候段深く奉鳴謝候就而は將來一層
 の注意と勉勵とを以て愛顧諸君の好意に副はんとを期し候間
 不拘多少續々御用向被仰付度伏して奉希上候

肥前嬉野内野山

製造販賣元 富永源六

千早振

神代のらなる

靈泉に

病もいえ

うれしの

そと

82
10

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100